

主査級昇任試験実施要綱  
(昭和59年4月20日決裁)

最終改正 令和4年1月13日

係長級昇任試験実施要綱(昭和49年9月4日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、主査級昇任選考基準に基づき、主査級昇任試験(以下「試験」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験の種類)

第2条 試験を分けて、第1類試験及び第2類試験とする。

(第1類試験の方法)

第3条 第1類試験は、筆記、個別面接、集団討論、適性評価等により行う。

(第1類試験の受験資格)

第4条 第1類試験の受験資格を有する者は、一般行政事務に従事する職員のうち、試験実施年度の3月31日(以下「基準日」という。)現在、41歳未満であつて、かつ、本県において行政職給料表2級(他の給料表の相当級を含む。)以上の職員として事務又は技術に従事した期間(以下「在級期間」という。)が3年を超え、5年以下の者とする。

2 前項に規定する在級期間には、本県在職期間が1年を超える者に限り、人事委員会の定めるところにより、他の地方公共団体における在職期間(その他在級期間以外の期間で特別の在職年数等の計算を要する場合を含む。)を通算できるものとする。

3 在級期間及び前項の他の地方公共団体等の在職期間に休職等の期間が含まれている場合は、在級期間及び他の地方公共団体等の在職期間から休職等の期間に次の各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。

(1) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命じられた期間(公務に起因する場合を除く。) ----- 10分の 5

(2) 停職の処分をされた期間 ----- 10分の 10

(欠格事由)

第5条 第1類試験実施日において、次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、当該第1類試験の受験資格を有しないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命じられている者

(2) 停職の処分をされている者

(第2類試験の方法)

第6条 第2類試験は、筆記、個別面接、勤務実績評定、適性評定等により行う。

(第2類試験の受験資格)

第7条 第2類試験の受験資格を有する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 一般行政事務に従事する主任の職にある者のうち、基準日現在39歳未満であつて、かつ、本県職員としての在職期間が1年を超える者(33歳未満の者にあつては、基準日現在において、主任在職期間が1年を超える者)(以下「受験対象者」という。)
- (2) 基準日の属する年度の前年度までに、人事委員会が別に定める研修(通信教育講座を含む。)を修了した者

2 前項第2号に掲げる要件を満たしていない者について、人事委員会が特に理由があると認める場合は、同号に掲げる要件を満たす者とみなすことができる。

(準用規定)

第8条 第5条の規定は、前条の規定に該当する者について準用する。

(第1類試験又は第2類試験合格の効果)

第9条 第1類試験又は第2類試験において、人事委員会が主査級職員として適格と認めた者は、試験の合格者とし、主査級昇任試験合格者名簿に登載する。

2 前項に規定する名簿は、当該試験実施年度の翌年度の4月1日から起算して2年間有効とする。ただし、人事委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(試験の告知等)

第10条 試験は、毎年度1回実施するものとし、その告知は、任命権者を通じて受験対象者に適切な方法により行うものとする。

(試験の受験申込み)

第11条 試験の受験申込みは、受験対象者が直接人事委員会に行うものとする。

2 前項の規定により試験の受験申込みを行った受験対象者について、人事委員会が受験資格の有無を確認する。

(試験の実施機関)

第12条 試験は、任命権者の協力を得て人事委員会が行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、警察職員については適用しない。
- 3 第2条の規定にかかわらず、実施する試験は当分の間、第2類試験のみとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月21日から施行する。
- 2 改正後の主査級昇任試験実施要綱の規定の適用については、昭和61年4月20日以前の本県行政職給料表5等級（他の給料表の相当等級を含む。）以上の職員として事務又は技術に従事した期間は、本県行政職給料表2級（他の給料表の相当級を含む。）以上の職員として事務又は技術に従事した期間に通算する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の係長級昇任試験実施要綱第9条の規定により確定した名簿の効力については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の主査級昇任試験実施要綱第7条の規定

により第2類試験の対象となる者は、施行日から1年間に限り、この要綱による改正後の主査級昇任試験実施要綱における第2類試験の対象となる者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の主査級昇任試験実施要綱第4条第1項の規定により行政職給料表2級（他の給料表の相当級を含む。）以上の職員として事務又は技術に従事した者がこの要綱の施行前に行政職給料表3級（他の給料表の相当級を含む。）以上の職員として事務又は技術に従事した期間は、これをこの要綱による改正後の主査級昇任試験実施要綱における第1類試験の在級期間に通算する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。